

1. 放送法改正による視聴覚障害者向け放送の義務化に係る経緯

- 2007年3月、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律（以下、「障害者差別禁止法」）」が成立し、放送事業者に対し、字幕放送・画面解説放送・手話放送の提供を義務付け（2008年4月施行）。
→ 法律レベルで、放送法の努力義務規定と併存する状況に。
- 2011年7月、障害者差別禁止法における義務規定と整合を図るため、「放送法」を改正。
字幕放送・画面解説放送・手話放送の実施義務が課される放送事業者の範囲、実施対象となる放送番組の範囲等は、放送通信委員会の告示による。告示の主な内容は以下の表のとおり。

実施義務が課される放送事業者	目標	目標達成年度
中央地上波放送事業者(KBS、EBS、MBC、SBS)	字幕放送：100% 画面解説放送：10% 手話放送：5%	2013年 (画面解説放送については2014年)
地域地上波放送事業者		2015年
報道及び総合編成チャンネル使用事業者		2016年
有料放送事業者のうち、告示指定された事業者	字幕放送：70% 画面解説放送：5～7% 手話放送：3～4%	2016年

2. 放送事業者における視聴覚障害者向け放送の実施状況

- 中央地上波放送事業者の字幕放送の編成比率は、2006年の58%から2010年には96%に増加。
(「2006年から、放送委員会（現放送通信委員会）が障害者放送制作費支援事業を開始。」)
なお、2010年における解説放送の編成比率は6.0%、手話放送は、5.1%。

<参考> 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 第21条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務）

- 3) 「放送法」によって放送物を送出する放送事業者と「インターネットマルチメディア放送事業法」第2条第5項によるインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者が障害者ではない人と同等に制作物又はサービスにアクセスしそれを利用することができるよう、字幕、クローズドキャプション、手話通訳、画面解説等、障害者の視聴の便宜サービスを提供しなければならない。